

十三番 中野 清史でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております経済文教委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第九十六号 長野市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

主な改正内容は、保護者の要望などにより実施する、児童館、児童センターの開館時間の延長であります。これは、就労する保護者の仕事と子育ての両立を支援するものであります。一方で、延長した場合、施設の職員体制及び待遇面並びに子供たちのストレスが心配であるといった現場の声が聞かれます。

については、施設職員の体制整備及び待遇改善を図るとともに、児童の健全育成の場であることを十分考慮した上で、子供たちの立場に立った施設運営を実施するよう要望いたしました。

次に、教育委員会関係の指定管理者の指定に関する議案について申し上げます。

今回指定を予定している指定管理者の中には、東京に本社を置く企業がいくつか見受けられます。

指定管理者の選定に当たっては、民間活力を導入する上で、施設運営における経費削減や市民サービスの向上は重要であります。雇用の創出や地元産業の振興を図る上では、地元に着した事業者等が選定されるのが理想であります。

については、施設を所管している部署が施設の魅力を積極的にPRするなど、施設に對しての市民及び地元の事業者等の意識の喚起を図り、可能な限り地元の事業者等が指定されるよう要望いたしました。

続きまして、産業振興部所管事項について申し上げます。

現在、平成二十六年途中で予定されている北陸新幹線の金沢延伸に伴い、「長野新幹線」の呼称について検討されております。このことは、本市の観光を含む産業振興にとって大変重要な問題であり、呼称によっては、将来の経済の発展に大きく影響を及ぼすことが考えられます。その中で、本委員会としても、北陸新幹線の名称については、引き続き「長野」が入るよう検討していくべきとの意見が出されました。

本件に関しては、最終的にはJRが決定することではありますが、沿線都市の意向や県内沿線地域の運動などが重要になってくることも考えられます。

そこで、名称に「長野」を残すためには、沿線都市間の連携を密にし、まずは信頼関係を築いていくことが必要であります。

ついでには、今後整備が行われる北陸新幹線沿線都市である金沢市及び上越市と集客プロモーションパートナー都市協定を締結していることを鑑み、より沿線都市との連携を深めていくとともに、行政のみならず、地元沿線地域の各商工会議所や関係団体などが互いに連携し、「長野」を残すための積極的な活動が展開されるよう要望いたしました。

次に、中山間地域におけるSOHOの支援について申し上げます。

近年、高速インターネットの環境があれば、産業が成り立つ時代となり、中山間地域において、IT環境が整備されつつある中で、これまで都市部が主流であったSOHOは、中山間地域でも可能となってまいりました。

現在、若年層を中心とした住民の流出とそれに伴う高齢化が進んでいる中で、SOHOは、空き家の活用、田舎暮らしの推進など、中山間地域の活性化に大きく寄与するものであります。

ついでには、インフラ整備の状況を把握しつつ、SOHOに係る事業者等のニーズ調査並びに既存公共施設の転用や空き家の活用策の検討について、積極的に取り組むよう要望いたしました。

続きまして、教育委員会所管事項について申し上げます。

学校施設の整備については、各学校が優先順位を決定した上で教育委員会へ要望し、それに基づき実施しているとのことであります。

校庭の排水対策を例にしますと、要望した学校は四校とのことですが、同様の課題を抱えている学校が他にも見られます。このことから、各学校では、施設に関して多くの課題を抱えておりながらも、教育委員会への要望がなされていないケースが潜在していると思われます。

ついでには、各学校の施設の現状・課題を把握するとともに、児童・生徒がより使いやすい施設整備に努めるよう要望いたしました。

続きまして、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第三十五号 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加反対を求める意見書の採択を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第三十六号 新長野市民会館の建設を建設基本計画どおり平成二十六年度末までにしゅん工するよう事業推進を求める請願について申し上げます。

審査の冒頭、紹介議員から、本請願は、新市民会館の建設に関するハードの部分を

請願第二十四号に、ソフトの部分を請願第三十六号に分割して提出されているという経過の説明があり、それを踏まえ、審査を行いました。

まず、採択すべきものとして、「東日本大震災があり、国では、合併特例債の期間の5年間延長も検討されているが、現市民会館は、既に廃止されており、一日も早い新たな市民会館の完成を願っている市民の思いを酌みたい。」文化芸術団体の皆様から出てきた請願ということで、重く受け止めている。市民会館がなくなつて、場所を見つけるのが大変な状況にあるという話も伺っている。また、建設が延長になつた場合には、いつ建設されるのか、計画では、5年間の空白期間であるが、更に伸びる可能性もある中で、やる気になつている人たちの思いがしぼんでしまうことを大変懸念している。東日本大震災が発生し、最初は、文化芸術なんて、なんの力もないと思つていた人たちが、震災の後、被災地の方々が文化芸術によって力を与えられ、また支えられたという話を様々なところで聞く中で、文化芸術が持つ底知れぬ力を改めて感じてきている。ますます、精神的な心の潤いが大切になつてくるこの世の中において、是非、長野市も文化芸術の一大拠点をつくつていただいて、文化芸術に関わる皆さんの思いを大切にしていきたい。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「請願趣旨の中に、防災計画の変更などに伴う施設建設計画を見直す自治体などを考慮し、合併特例債の発行期限が5年間延長される特例法の改正を引用しているが、それに反して、一日も早い完成が待たれるという請願趣旨は、論理的に成立していない。庁舎と併せて新市民会館が防災拠点の使命を果たすことは、拙速につくることを意味していないと思う。防災という観点を唱えるのであれば、防災拠点として本当に機能し得るかどうかが、そこから議論すべきである。」「文化芸術を振興することは、どんな世の中でも進めていくのは、そのとおりであると思う。ただ、本請願は平成二十六年年度末までにしゅん工を目指す請願であると解釈している。今まで、とにかく平成二十六年年度末までにしゅん工しなければ、合併特例債が使えないということ、市民へは先に結論ありきで説明してきたことに対する市民の不信であり、住民投票条例制定の直接請求に至つたと考えているので、震災以降の市民意識が大きく変化し、それに対応しなければならぬ長野市行政の優先順位からいっても、検討する期間ができたので、じっくりこの問題については検討すべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で採択とすべきものと決定いたしました。

なお、請願第三十六号は、市に対して対応を求めておりますので、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。